

# 平成22年度小松島市事務事業評価シート

事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	5 - 2 - 13
事務事業名	住宅新築資金等貸付事業			担当課係	人権推進課滞納徴収強化担当
総合計画上の位置付け	大項目	4. 「人が輝く」		記入担当者	
	中項目	人権尊重		内線等	
	小項目	2. 人権尊重の視点に立った行政の推進		E-mail	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	1	公債費	項	1
	目	1	公債費	事業	1・2
開始年度	昭和	50	年度	根拠法令・要綱等	小松島市住宅新築資金等貸付条例

## 事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 住宅新築資金等貸付金の借受人。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 住宅新築資金等貸付金の借受人もしくは連帯保証人より回収し、収納額及び収納率の向上を図る。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 住宅新築資金等貸付事業は平成8年度で終了しているため、現在は償還業務のみであり、督促状送付、電話催告、訪問徴収、納付相談等を行うことで償還を促し歳入の確保を図る。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むことができる良好な住環境を確保する。

## 事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果
	償還率（％）		当該年度（現年度+過年度）の収入額/調停額（％）。				
	単位		H21	H22	H23	H24	
%	目標	-	-	-	-	-	毎年度毎の貸付状況により年度間で差が生じ比較が困難なため実績のみ。 （詳細の 現年度償還率（％）、 過年度償還率（％） は下段に記載。）
	実績	10.1	7.2				
	達成度						

  

活動実績・参考となる指標	指標名	単位		H21	H22	H23	H24	指標の説明
	現年度償還率（％）		％	計画	-	85	85	85
実績				62.3	62.2			
過年度償還率（％）		％	計画	-	-	-	-	過年度収入額 / 過年度調定額（％）
			実績	5.7	3.8			
住宅新築資金等償還件数		件	計画	-	-	-	-	住宅新築資金等完済件数。住宅貸付台帳より集計。
			実績	24	8			
基本的な回収		件	計画	-	-	51	45	現年度納付書発行枚数。
			実績	88	60			
滞納分の督促等		件	計画	-	-	-	-	滞納分の督促状・催告状送付数。
			実績	123	109			

## 事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		21年度決算	22年度決算	23年度決算	22年度予算	
全体コスト（円）	A 直接事業費	93,951,765	25,652,585	0	26,023,000	
	財源内訳	国庫支出金	1,271,000	396,000		
		地方債	51,600,000	0		
		その他	41,080,765	25,256,585		
		一般財源	0	0		
	B 人件費 ×	10,479,010	9,671,614	0		
	職員平均人件費	5,821,672	5,373,119			
従事した割合 人	1.8	1.8				
A + B		104,430,775	35,324,199	0		
単位コスト	活動指標の説明	滞納138件に関する評価	滞納130件に関する評価		備考	
	活動指標1単位当たりコスト	756,745	271,725		平成21年4月1日現在 人口41,778人	
	市民一人あたりのコスト	2,499	851		平成22年4月1日現在 人口41,507人	

事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 国においては、貸付事業を実施した市町村の財政負担の軽減を図るため、「住宅新築資金等貸付事業補助制度要綱」により、引き続き補助事業(予算補助)を継続している。また研修会への参加、県・先進地・近隣自治体との情報交換等を行ったところ、臨戸訪問・督促状送付等で滞納者及び連帯保証人の生活状況把握しているとのことである。今後も成果を上げるための連携を図ることによって一致した。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 議会においては、「改善・効率化し継続」との評価をいただいている。評価説明については、昨年の本事業の議会評価については、「支払い能力の明らかにある人の回収強化」、「貸付金の回収が不能となっているものについては、任意整理も踏まえた貸付金の回収」と大きく2つの項目を掲げ、「継続」と評価した。行政においては、徴収強化担当係長を配置するなど、新たな対策を講じその効果を上げているところは評価したい。貸付事業はすでに終わっており、貸付けた未収金の回収となっている事業であるが、約2億7千万円もの滞納がある現状から、債務者に向けての意識調査を実施する等、新たな手法を検討するなど、回収方法等に改善・効率化すべき点があると考えられる。また、全国的にこの事業を実施している自治体は同様の傾向にあると考えられることから、制度設計自身に国の政策的な部分が非常に強いこともあり、同様の課題をもつ自治体と連携を図りながら、財政を圧迫している赤字部分に対する援助、支援を国に対し強く求めていく必要があるとの意見をいただいている。

項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント(具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	必要性が高い	貸付事業は終了しているが、償還終了までの償還業務が残っている。今後も継続して、通常の償還の他、現年度未納者も含めた滞納者対策を積極的に行っていく必要がある。債権回収については、滞納者の状況に基づいた返済計画が重要となってくる。
	どちらかといえば必要性がある	
	必要性が低い	
	必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	市が行わないといけない	貸付制度そのものが政策色が強いものであったこと、貸付内容も個人情報が多数含まれていること。住宅新築資金等償還助成事業費補助金及び住宅新築資金等貸付利子補給金の申請事務手続きの比率も高いこと。これらのことより市が行う必要性が高い。
	どちらかといえば市で実施	
	必然性が低い	
	必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	効率的である	事務改善・従事職員など限られた人員・予算の中で日常業務の効率化を進め、貸付金の回収業務により専念できるよう努力しているところであるが、1件にかかるコストが割高となっておりどちらかといえば非効率であるため、より一層業務の効率化を図っていく。
	どちらかといえば効率的	
	どちらかといえば非効率的	
	非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	緊急性が高い	貸付事業は終了しているが、償還期間は現年度分で平成33年度までであり、償還金を貸付財産である市債の償還に充当していることなどからも償還事業は緊急性が高いと考えている。
	比較的緊急性がある	
	緊急性が低い	
	緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	成果が上がっている	未償還者に督促状を4度、連帯保証人にも1月に完納指導依頼書を送付した。さらに現年度のみ未償還者にも滞納を発生させないよう2回督促状送付、納付相談を行ってきた。その結果、年度を通じてはあらたに納付のあった者が17名、完全償還された方が8名あり、前年度より滞納繰越額が4,110,542円減少したが、貸付事業収入及び徴収率は下降した。
	どちらかといえば上がっている	
	どちらかといえば上がっていない	
	成果は上がっていない	
今後の課題	債務者の高齢化・所得の減少・本人の死亡・経済状況の悪化等により、回収業務の強化を図らないことには未収金の増加が予想されるが、引き続き督促状の送付、連帯保証人への通知、臨戸訪問による納付折衝を継続して行っていくことで、滞納繰越額の減少を目指す。 また、現年度のみ未償還者についても引き続きあらたな滞納を発生させないよう電話催告・訪問徴収等を実施することで、現年度における徴収率85%に向け精一杯取り組んで行く。	

一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

2	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	80点以上	2	判定に至った理由	滞納者には、償還意識をとぎれさせないため督促状等を送付した結果、前年度より滞納繰越額は、4,110,542円減少した。今後においては、研修会、近隣自治体・先進地等との情報交換を踏まえた回収マニュアルの作成、それに沿った業務を実施することでの徴収率の向上、債権確保が重要となってくる。
		2 現状のまま継続する	60~79点			
		3 改善・効率化し継続	50~59点			
		4 見直しの上縮小する	40~49点			
		5 終期設定し終了	30~39点			
		6 休 止	20~29点			
		7 廃 止	19点以下			

改善・効率化・見直しの方向性 一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】
---------------------------------

二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

2	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	判定説明	今後も継続して、徴収率及び償還額の上昇のために尚一層、貸し付けたお金は返済していただくという当然の原理・原則に基づきこつこつとねばり強く滞納者に納入督促を行うこと取り組むことが大切である。また徴収強化担当職員の配置等も途切れないようにしなければならない。さらに県及び同様の問題を抱える自治体と本事業の問題点・課題の共有を図ることにより、国に援助を求めていくことが重要となってくる。
		2 現状のまま継続する		
		3 改善・効率化し継続		
		4 見直しの上縮小する		
		5 終期設定し終了		
		6 休 止		
		7 廃 止		